

事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第4号 贈与税
第70条の6の10第15項第3号 相続税 を免除されたいので届け
出ます。

【届出者】

〒

住所 氏名 (電話番号 - -)

1 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日 令和 年 月 日
相続(遺贈)があった

2 この届出に係る事由の別

(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

☐	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が一級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 .
☐	②	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 .
☐	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日 .

3 事業継続困難日 令和 年 月 日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税 額
相続税 円

5 免除を受ける 贈与税 額
相続税 円

6 贈与者 被相続人の住所 氏名

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)※2
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写し※4 その他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

2 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。

3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

4 「介護保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
---	--------------------	------	----	----	----------

1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等^(注)がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第21項（同令第23条の8の9第19項において準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限り。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

（注） 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

2 記載方法等

- (1) 標題の「~~贈与税~~
~~相続税~~」や本文の「~~贈与を受けた~~
~~相続(遺贈)があった~~」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。
- (3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。